

介護休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために
介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、
休業開始時賃金月額67%の介護休業給付金が支給されます。

※お問い合わせは、最寄りのハローワークへ。



介護休業制度などに関するお問い合わせは、
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ。

都道府県労働局雇用環境・均等部(室) 電話番号一覧

北海道 011-709-2715	石川 076-265-4429	岡山 086-225-2017
青森 017-734-4211	福井 0776-22-3947	広島 082-221-9247
岩手 019-604-3010	山梨 055-225-2851	山口 083-995-0390
宮城 022-299-8844	長野 026-227-0125	徳島 088-652-2718
秋田 018-862-6684	岐阜 058-245-1550	香川 087-811-8924
山形 023-624-8228	静岡 054-252-5310	愛媛 089-935-5222
福島 024-536-4609	愛知 052-857-0312	高知 088-885-6041
茨城 029-277-8295	三重 059-226-2318	福岡 092-411-4894
栃木 028-633-2795	滋賀 077-523-1190	佐賀 0952-32-7218
群馬 027-896-4739	京都 075-241-3212	長崎 095-801-0050
埼玉 048-600-6210	大阪 06-6941-8940	熊本 096-352-3865
千葉 043-221-2307	兵庫 078-367-0820	大分 097-532-4025
東京 03-3512-1611	奈良 0742-32-0210	宮崎 0985-38-8821
神奈川 045-211-7380	和歌山 073-488-1170	鹿児島 099-223-8239
新潟 025-288-3511	鳥取 0857-29-1709	沖縄 098-868-4380
富山 076-432-2740	島根 0852-31-1161	

【受付時間】8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

仕事と介護を両立させるヒントは、こちらへ。

介護休業制度特設サイト

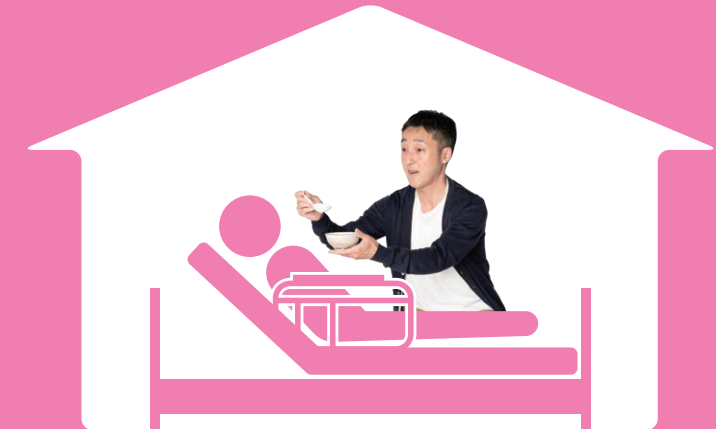
介護休業制度 特設サイト

検索

介護休業制度について詳しくはこちら▶



誰だって、介護と仕事の両立に
悩むときは、くる。



そのためのために、知っておこう。

介護休業制度

介護休業制度などを知っていますか？

仕事を辞めることなく、要介護状態※¹にある対象家族※²を介護するために、
介護休業などの仕事と介護の両立支援制度があります。
勤務先に制度がなくても育児・介護休業法に基づいて利用できます(短時間勤務等の措置を除く)。

※1. 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態*。
* 介護保険制度の要介護区分が要介護2以上である場合。または要介護認定を受けていなくても基準に該当する場合。判断基準はこちら。
※2. 配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫。



1人で抱え込まずに、介護保険制度の介護サービスや
育児・介護休業法の両立支援制度を組み合わせ活用し、仕事と介護を両立しましょう。

育児・介護休業法が改正されました！～令和4年4月から段階的に施行～

主に育児関係の改正ですが、介護関係では、
有期契約労働者の介護休業の取得要件が緩和されます。

パートなど期間を定めて雇用されている方が介護休業を取得する場合は、
申出時点で次の要件を満たす必要があります。

令和4年3月31日までの申出

①入社1年以上であること

②取得予定日から起算して、
93日を経過する日から6か月を
経過する日までに契約期間が満了し、
更新されないことが明らかなこと

令和4年4月1日以降の申出

①の要件撤廃

※無期雇用労働者と同様の取扱い。
入社1年未満の者は労使協定が
締結されている場合は対象外。

取得予定日から起算して、
93日を経過する日から6か月を
経過する日までに契約期間が満了し、
更新されないことが明らかなこと

改正法については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



介護休業

対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。
有期契約労働者(パート、アルバイト、派遣など)も一定の
要件を満たせば取得できます。

取得例(例1)

介護休業①

30日

介護休業②

30日

介護休業③

33日

(例2)

介護休業①

93日

休業期間は、自分が介護を行うだけでなく、
「介護と仕事を両立できる体制を整える期間」でもあります。
職場復帰までに仕事を継続できる体制を整えていきましょう。

パートなんですけど、
介護休業って取れるかどうか不安です。



親を病院に連れていかなきゃ。
数時間でも仕事を休めますか。



介護休暇

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続、
ケアマネージャーとの打合せなどを行うために、
年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで、
1日または時間単位で休暇を取得できます。

※令和3年1月から、時間単位でも取得できるようになりました。

短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上
利用可能な措置を講じなければいけません。会社によ
って利用できる制度が異なります。

短時間
勤務制度

フレックス
タイム制度

時差出勤
の制度

介護費用
の助成措置

所定外労働の制限(残業免除)

介護が終了するまで、残業を制限することができます。

(例)



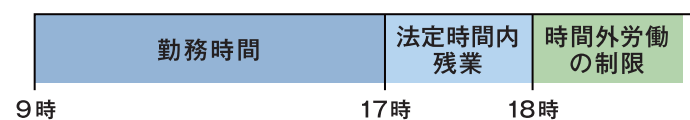
介護のために早く帰ったり、勤務時間を変更したりできるかな。



時間外労働の制限

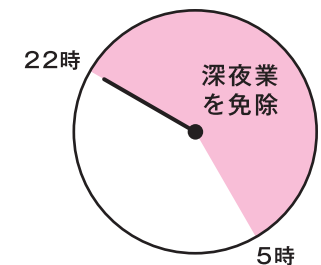
介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を
超える時間外労働を制限することができます。

(例)



深夜業の制限

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの
労働を制限することができます。



重要

- 介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止
介護休業等を申出・取得したことを理由とする、解雇、雇止め、降格などの
不利益な取扱いを禁止しています。
- 介護休業等に関するハラスメントの防止
介護休業等に関するハラスメント防止対策を行うことは、事業主の義務です。

